

「北海道農業・農村振興審議会の運営について」(平成9年4月24日決定)新旧対照表

現 行	改正案
<p style="text-align: center;">(平成11年11月1日変更)</p> <p>北海道農業・農村振興審議会(以下「審議会」という。)の円滑かつ効率的な運営を図るため、審議会規則第4条の規定に基づき、議事その他の運営に関し必要な事項を次のとおり定める。</p> <p>第1 部会の設置等</p> <p>審議会の部会は、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 部会の設置 部会は、審議会の調査審議事項に応じ、会長が審議会の会議に諮って設置する。 (2) 部会の組織 ア 部会の委員の指名は、複数の部会に属することを妨げない。 イ 部会の調査審議には、会長及び副会長が加わるものとする。 <p>第2 諮問事案の審議</p> <p>諮問事案の審議は、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 審議会への諮問 当該年度内に答申等を行おうとする諮問事案は、これを一括して受けることができるものとする。 (2) 諮問事案の調査審議等 諮問事案の調査審議は、部会に付託できるものとし、諮問事案の具体的な内容などについては、当該部会に提示するものとする。 (3) 調査審議結果の決定 部会に付託された諮問事案のうち、会長が副会長及び関係部会長と協議し、適當と認めた事案については、当該部会の調査審議結果をもって審議会の決定とすることができるものとする。 (4) 調査審議結果等の措置 (3)による場合、会長は部会に提示された諮問事案の内容及び部会の調査審議結果等について、速やかに他の委員に対し、文書をもって通知するものとする。 <p>第3 委員欠席の場合の取扱い</p> <p>委員欠席の場合の取扱いは、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 文書による意見陳述 委員が審議会及び所属する部会に出席できない場合は、あらかじめ通知のあった事案について文書をもって意見を述べができるものとする。 (2) 代理人の出席 別表の機関等の委員が欠席する場合は、当該委員があらかじめ会長と協議して指名する者を代理人として出席させることができるものとする。 <p>第4 その他</p> <p>この定めによるものほか、運営に関し決定すべき事項が生じたときは、会長は副会長及び関係部会長と協議して、その旨を委員に通知するものとする。</p> <p>別表 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(令和7年7月23日変更)</p> <p>北海道農業・農村振興審議会(以下「審議会」という。)の円滑かつ効率的な運営を図るため、審議会規則第4条の規定に基づき、議事その他の運営に関し必要な事項を次のとおり定める。</p> <p>第1 部会の設置等</p> <p>審議会の部会は、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 部会の設置 部会は、審議会の調査審議事項に応じ、会長が審議会の会議に諮って設置する。 (2) 部会の組織 ア 部会の委員の指名は、複数の部会に属することを妨げない。 イ 部会長は、必要に応じ、会長及び副会長に部会の調査審議へ加わるよう求めることができる。 <p>第2 諮問事案の審議</p> <p>諮問事案の審議は、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 審議会への諮問 当該年度内に答申等を行おうとする諮問事案は、これを一括して受けることができるものとする。 (2) 諮問事案の調査審議等 諮問事案の調査審議は、部会に付託できるものとし、諮問事案の具体的な内容などについては、当該部会に提示するものとする。 (削除) (削除) <p>第3 委員欠席の場合の取扱い</p> <p>委員欠席の場合の取扱いは、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 文書による意見陳述 委員が審議会及び所属する部会に出席できない場合は、あらかじめ通知のあった事案について文書をもって意見を述べができるものとする。 (2) 代理人の出席 別表の機関等の委員が欠席する場合は、当該委員があらかじめ会長と協議して指名する者を代理人として出席させることができるものとする。 <p>第4 その他</p> <p>この定めによるものほか、運営に関し決定すべき事項が生じたときは、会長は副会長及び関係部会長と協議して、その旨を委員に通知するものとする。</p> <p>別表 (略)</p>